

◇ 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者の範囲は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項及び同法施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条に定める者のほか、以下のいずれかに該当する者とします。

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被害者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）
- ・UIJ ターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者
- ・更生保護対象者その他犯罪をした者等
- ・令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による被災者

【参考】

- （住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に定める者）
- ・低額所得者、発災後3年以内の被災者、高齢者、障害者、高校生相当以下の子どもを養育している者
- （住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条に定める者）
- ・外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、北朝鮮拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者、更生保護対象者（保護観察対象者、更生緊急保護を受けている者）、東日本大震災による被災者

（2）住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の確保

① セーフティネット登録住宅の供給促進

〔基本的施策〕

- 1）不動産事業者等と連携し、空き家や空き室を活用したセーフティネット登録住宅の供給促進と適正な管理を推進します。
- 2）市町村や都市再生機構などと連携し、公的賃貸住宅を補完するための民間賃貸住宅の活用について、検討を進めます。

② 居住支援団体等と連携した居住支援体制の整備

〔基本的施策〕

- 1）千葉県すまいづくり協議会居住支援部会において、セーフティネット登録住宅の供給促進や有効活用方策の検討、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の促進など、居住支援体制の強化を図ります。
- 2）地域の実情に即した居住支援の充実を図るため、居住支援団体等と連携し、市町村における賃貸住宅供給促進計画の策定の支援や居住支援協議会の設置を推進します。